

緊急経済対策関連の給付金等の申請における法人登記事項証明書の添付の要否について

令和2年5月12日現在

名称	支給目的	所管	登記事項証明書添付の要否
持続化給付金	事業継続支援 (中小法人等(注1)・個人事業主)	経済産業省	原則不要 一部中小法人等の申請のみ必要(注2)
特別定額給付金	家計支援	総務省	不要
(児童手当)臨時特別給付金	家計支援	内閣府	不要
国内投資促進事業費補助金	サプライチェーン対策	経済産業省	未定

(注1) 資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人や会社以外の法人をいう。

(注2) 給付額の算定に関する特例を受ける法人のうち、創業特例、合併特例、法人成り特例、NPO法人や公益法人等特例を受ける法人については、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の添付が必要になる。